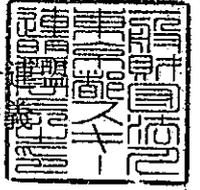


SAT総務 第20号
2024年4月19日

一般財団法人東京都スキー連盟
加盟団体長 各位

一般財団法人東京都スキー連盟
会長 和田 守



各本部専門員の推薦について（依頼）

平素より、本連盟の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、下記について、本年度は各本部の専門員の任期が満了となりますので、一般財団法人東京都スキー連盟専門員規程に基づき、各本部専門員選考を行いますので専門員候補者の推薦をお願いいたします。

記

1. 任 期

2024年7月1日から2026年6月30日まで。

ただし、教育本部専門員の任期についてはSAJ教育本部専門委員及び技術員任期との整合性を図るため、2024年7月1日から2025年6月30日の1年間とする。

2. 推 薦

- (1) 本連盟の規約規程等の趣旨に則り、優れた適材な人物であること。
- (2) 推薦者は本連盟の行事に積極的に協力、参加できること。
- (3) 推薦本部業務を超えて各本部相互の業務ができること。

3. 推薦の締め切り

2024年 6月 1日（土）17時必着

4. 推薦書（別紙を参照願います。各本部の様式が異なりますので注意してください。）

- (1) 様式1 総務本部用（総務専門員）
- (2) 様式2 教育本部用（スキー専門員・スノーボード専門員・安全対策専門員）
- (3) 様式3 競技本部用（アルペン専門員・フリースタイル専門員・ノルディック専門員）

5. 推薦書の送付先

東京都スキー連盟事務局までご送付願います。（FAX 不可）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-15 平河小池ビル 2F

（一財）東京都スキー連盟事務局宛

6. その他

下記の規程及び各本部専門員選考基準（内規）を参照のこと。

- ・一般財団法人東京都スキー連盟専門員規程
- ・各本部専門員選考基準（内規）

1 2 一般財団法人東京都スキー連盟専門員規程

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条第2項及び4項に基づき、この規程を定める。

(職務及び権限)

第2条 専門員の職務は、その所属する各本部の要請に従い、本連盟の事業について、定められた方針に基づいてその運営を担当する。

(専門員の種類と所属)

第3条 本連盟専門員の種類とその所属を、次のように定める。

- (1) 総務本部専門員 総務本部
- (2) 教育本部専門員 教育本部
- (3) 競技本部専門員 競技本部

(専門員の種類と所属の新設及び改廃)

第4条 専門員の種類と所属の新設及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

(専門員の定員)

第5条 専門員の定員は、各本部の業務に応じて各本部が定める。

(専門員の選任)

第6条 専門員は、加盟団体の推薦を受けた専門員候補者のうち、各本部の定める専門員選考基準により各本部が選考し、各本部の本部長が選任し、理事会に報告する。

2 専門員は、本連盟の会長が委嘱する。

3 専門員は、評議員又は役員を兼務することができない。

(任期)

第7条 専門員の任期は原則として2年とする。ただし期間を定めることが適切でないものについては設置の都度、理事会で定める。

(義務)

第8条 専門員は、委嘱された任務に優先的に参加するものとする。

(兼務の禁止)

第9条 専門員は、本連盟役員倫理規則第3条第5号を除き、役員等の兼務を禁止する。

(解任及び資格の喪失)

第10条 専門員は、次の場合には理事会の決議を経て解任又は資格を喪失する。

(1) 前条の義務を怠ったとき

(2) 所属する加盟団体を移籍したとき。ただし移籍に関して、旧所属加盟団体の同意及び新所属加盟団体の推薦を受けた場合は、この限りではない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、1973年（昭和48年）11月1日から施行する。

附 則

この規程は、1986年（昭和61年）8月31日から施行する。

附 則

この規程は、2000年（平成12年）7月23日から施行する。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）5月23日から施行する。

附 則（2012年（平成24年）8月1日理事会決議）

この規則は、2012年（平成24年）8月1日から施行する。

附 則（2014年（平成26年）10月25日理事会決議）

この規則は、2014年（平成26年）10月25日から施行する。

附 則（2016年（平成28年）4月28日理事会決議）

この規則は、2016年（平成28年）4月28日から施行する

2025年度 一般財団法人東京都スキー連盟 総務本部専門員選考基準 内規

(目的)

1. この基準は、(一財)東京都スキー連盟専門員規程に基づき、総務本部の専門員選考基準に関して必要な事項を定める。

(推薦依頼)

2. 次に掲げる者を、会員の中から加盟団体長の推薦書(様式1)を受け選考する。
 - (1) 総務本部の事業と運営に積極的に参加できること。
 - (2) 評議員会、理事会、団体長会議、事務担当者説明会等に出席し業務等を遂行できること。
 - (3) 当該年度7月1日現在75歳以下であること。(76歳以上の場合は健康状態等を面談により確認をする。)ただし、当該年度7月1日現在20歳以上であること。
 - (4) IT技術等に精通していること。
 - (5) その他、総務本部理事会が特に認める者については、この限りではない。

(選考基準)

3. 加盟団体より推薦された専門員候補者から、総務本部理事会において次に掲げる選考基準で選考する。
 - (1) 本連盟の規約規程等の趣旨に則り、優れた適材な人物であること。
 - (2) 各種会議等の運營業務ができる者。
 - (3) 各種会議等の議事録等を作成できる者。
 - (4) 本連盟及び総務本部の事業と運営に積極的に参加できる者
 - (5) 企画力等スキルのある者。
 - (6) 継続者は、過去の連盟に対する貢献度がある者。
 - (7) コンプライアンス研修会に出席できる者。
 - (8) 他の本部とも協調できる柔軟性がある者。
 - (9) 推薦を受けた候補者には面談を要請する場合がある。
 - (9) その他、総務本部理事会が認めた場合。

(選任・委嘱)

4. 前項に基づく選考結果を本部長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。なお、決定通知は、委嘱状の発送をもって選任にかえさせていただく。
 - (1) 専門員に委嘱された者はコンプライアンス研修会に原則出席のこと。

(任期)

5. 専門員の任期は隔年とし、7月1日から翌々年の6月30日までの2年間とする。ただし、中途委嘱者の任期については、残任期間とする。

(他団体への推薦)

6. 総務本部専門員の中から技量・専門性が優れている者を、他団体・上部団体への推薦は総務本部理事会において選考し、本部長が選任し理事会に報告する。

(その他)

7. 本基準に定めのない事項等については、総務本部理事会に諮り審議した上で運用する。

(基準の改廃)

8. この基準の改廃は、総務本部理事会の決議による。

【附則】

施行 平成20年(2009年)4月15日

改正 平成30年(2018年)4月23日

改正 令和2年(2020年)4月7日

改正 令和4年(2022年)5月12日

改正 令和6年(2024年)4月10日

2025年度 一般財団法人東京都スキー連盟 教育本部専門員選考基準 内規

(目的)

1. この基準は、(一財)東京都スキー連盟専門員規程に基づき、教育本部の専門員選考基準に関して必要な事項を定める。

(推薦依頼)

2. 次に掲げる資格を有する者を、会員の中から加盟団体長の推薦書(様式2)を受け選考する。

- (1) 本連盟行事の講師及び運営員として積極的に協力できる「全日本スキー連盟公認スキー指導員、スノーボード指導員(以下「指導員」という。)」の資格を有し、公認スキー検定員、(以下「検定員」という。)」A級又はB級の資格を有すること。
- (2) 継続の推薦に当たっては、当該年度7月1日現在65歳以下であること。(60歳以上の専門員推薦者については、2期以上継続した者とする。)
ただし、新規の推薦で60歳以上の者は原則として専門員推薦の申請は出来ないものとする。また、当該年度7月1日現在20歳以上であること。
- (3) 安全対策専門員については、講師及び運営等に積極的に協力できる「全日本スキー連盟公認スキーパトロール」の資格を有すること又はドクターパトロールの資格を有すること。
- (4) 事業に積極的に協力し原則12月の研修会には2回以上出席及びコンプライアンス研修会に出席することを条件とする。
- (5) 専門員推薦者は一団体3名以内とする。
- (6) その他、教育本部理事会が特に認める者については、この限りではない。

(選考基準)

3. 加盟団体より推薦された専門員候補者から、教育本部理事会において次に掲げる選考基準により選考する。
 - (1) 本連盟の規約規程等の趣旨に則り、優れた適材な人物。
 - (2) 指導者としての資質に優れている者。
 - (3) 当該年度のナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーターの認定を受けた者。
 - (4) スキーに関する専門知識を有する者。
 - (5) 継続者は、過去の連盟に対する貢献度がある者。
 - (6) スキーパトロールとしての資質に優れている者。
 - (7) 各種委員会の運営に積極的に協力できる者。
 - (8) 原則12月の研修会に2回以上出席及びコンプライアンス研修会に出席できる者。
 - (9) 新規に推薦を受けた候補者には面談を行う。
 - (10) 年齢制限を超える方の新規申請及び継続の推薦者について、教育本部理事会が認める者についてはこの限りではない。

(選任・委嘱)

4. 前項に基づく選考結果を本部長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。なお、決定通知は、委嘱状の発送をもって選任にかえさせていただく。

(1) 専門員に委嘱された者は原則12月の研修会に2回以上出席及びコンプライアンス研修会に出席すること。

(任期)

5. 専門員の任期は隔年とし、7月1日より翌々年の6月30日迄の2年間とする。

ただし、2025年度の任期については、SAJ教育本部専門委員及び技術員任期との整合性を図るため、2024年7月1日から2025年6月30日の1年間とする。中途委嘱者については残任期間とする。

(行動の制限)

6. 検定会等の利害がからむ行事に係わる役員等は、「厳正かつ公平」を厳守し、言動、行動に十分配慮し、第三者より誤解を招かないよう注意を怠らないこと。

(他団体への推薦)

7. 教育本部専門員の中から技量、専門性の優れている者を、公益財団法人全日本スキー連盟のSAJ専門委員・スキー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技術員として推薦する事ができる。ただし、他団体への推薦については教育本部理事会で選考し、本部長が選任し理事会に報告する。

(その他)

8. 本基準に定めのない事項等については、教育本部理事会に諮り審議の上で運用する。

(基準の改廃)

9. この基準の改廃は、教育本部理事会の決議による。

【附則】

施行	平成10年(1998年)	12月	5日
改正	平成14年(2002年)	4月	14日
改正	平成18年(2006年)	4月	1日
改正	平成26年(2014年)	4月	1日
改正	平成28年(2016年)	4月	28日
改正	平成30年(2018年)	4月	23日
改正	令和2年(2020年)	4月	3日
改正	令和4年(2022年)	5月	12日
改正	令和6年(2024年)	4月	10日

2025年度 一般財団法人東京都スキー連盟 競技本部専門員選考基準 内規

(目的)

6. この基準は、(一財)東京都スキー連盟専門員規程に基づき、競技本部の専門員選考基準に関して必要な事項を定める。

(推薦依頼)

2. 次に掲げる資格を有する者を、会員の中から加盟団体長の推薦書(様式3)を受け選考する。
- (1) 本連盟競技本部事業の雪上及び在京の行事、業務に年間を通じて積極的に協力でき、公益財団法人全日本スキー連盟、または一般財団法人東京都スキー連盟公認の競技スキー公認資格を有すること。
 - (2) 競技スキー公認資格の取得、または競技スキーに関する知識・技術の習得に意欲的な者は資格の有無については選考条件から除外する。
 - (3) 原則として、当該年度7月1日現在65歳以下であること。(66歳以上の場合は健康状態等を面談により確認する。)ただし、当該年度7月1日現在20歳以上であること。
 - (4) とりわけIT技術に長けた者を歓迎する。
 - (5) その他(中途選抜者等)、本連盟競技理事会が特に認める者については、この限りではない。

(選考基準)

3. 前条に基づき加盟団体より推薦された専門員候補者から、競技本部理事会において、次に掲げる選考基準により選考する。
- (1) 本連盟の規約規程等の趣旨に則り、優れた適材な人物
 - (2) 競技本部専門員としての資質に優れている者
 - (3) 特に競技スキーに関する資格の保持者、及び知識・技術の習得に意欲的である者
 - (4) 競技本部の活動、運営に年間を通じて積極的に協力できる者及びコンプライアンス研修会に出席できる者。
 - (5) 特別な理由がある場合を除き、過去1年間に活動実績が全く認められない場合には推薦があっても選考しない。
 - (6) 新規に推薦を受けた候補者には面談を要請する場合がある。
 - (7) 専門員推薦者は一団体3名以内とする。
 - (8) その他、競技本部理事会が認める者

(選任・委嘱)

4. 前項に基づく選考結果を本部長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。なお、決定通知は、委嘱状の発送をもって選任にかえさせていただく。
- (1) 専門員に委嘱された者はコンプライアンス研修会に出席のこと。

(任期)

5. 専門員の任期は隔年とし、7月1日から翌々年の6月30日までの2年間とする。

ただし、中途委嘱者の任期については、残任期間とする。

(他団体への推薦)

6. 競技本部専門員の中から技量、専門性の優れている者を、他団体又は上部団体への推薦は競技本部理事会において選考し、本部長が選任し理事会に報告する。

(その他)

7. 本基準に定めのない事項等については、競技本部理事会に諮り審議の上で運用する。

(基準の改廃)

8. この基準の改廃は、競技本部理事会の決議による。

【附則】

施行	平成 20 年 (2008 年) 4 月 8 日
改正	平成 28 年 (2016 年) 4 月 28 日
改正	平成 30 年 (2018 年) 4 月 23 日
改正	令和 2 年 (2020 年) 4 月 3 日
改正	令和 4 年 (2022 年) 5 月 12 日
改正	令和 6 年 (2024 年) 4 月 10 日